0.1125 × L 、 0.1125 × M 、 0.1125 × N 、 0.1 × O 、｛(0.1125 × G ＋ 0.1125 × H ＋ 0.1125 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1125 × N ＋ 0.1 × O)× ε × 0.282 － δ｝及び［｛(0.1125 × G ＋ 0.1125 × H ＋ 0.1125 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1125 × N ＋ 0.1 × O)× ε × 0.282 － δ｝ × 1 ／ 3 ＋ δ］に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、 1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅰ

G ＝ 89.49 ×｛(1 － k) ／ k｝×（1 ／ 3）＋ 0.75

｛(1 － k) ／ k｝×（1 ／ 3）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

k　平成 22 年から平成 24 年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l　平成 25 年から平成 27 年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額及び漁業生産額における漁業生産額（平成 27 年は漁業産出額における漁業産出額）の合計額をいう。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、 1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

H ＝ 56.02 ×｛(n － m) ／ m｝×（1 ／ 2）＋ 0.92

｛(n － m) ／ m｝×（1 ／ 2）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

I　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3

× L 、 0.1125 × M 、 0.05 × N 及び 0.05 × O に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.15 × G ＋ 0.15 × H ＋ 0.15 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.05 × N ＋ 0.05 × O）× 0.621 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅰ

G ＝ 50.65 ×｛(1 － k) ／ k｝×（1 ／ 2）－ 0.07

｛(1 － k) ／ k｝×（1 ／ 2）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

k　平成 22 年から平成 24 年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l　平成 24 年から平成 26 年までの各年における第一次産業産出額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅱ

H ＝ 28.02 ×｛(n － m) ／ m｝×（1 ／ 2）－ 0.04

｛(n － m) ／ m｝×（1 ／ 2）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

I　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1